

確定申告・住民税申告に関するお知らせ

申告前に

医療費控除などの書類の事前作成をお願いします！

書類事前作成のための相談会を行います。

2月17日(月)からの申告は、令和6年分の「収支内訳書」及び「医療費控除明細書」を作成している方のみの受付とします。

場所：鹿嶋市役所 2階 税務課窓口

期間：令和7年1月6日(月)～令和7年2月14日(金)

内容：申告前に作成する「収支内訳書」及び「医療費控除明細書」の記載方法など

事前作成書類	対象者
収支内訳書	営業・農業・不動産の所得がある方
医療費控除明細書	① <u>総所得が200万円を超える方</u> →支払った医療費が10万円を超える場合に対象
	② <u>総所得が200万円を超えない方</u> →支払った医療費が総所得の5%を超える場合に対象
セルフメディケーション	健康増進などの取組を行い、且つ、セルフメディケーション対象の医薬品の支払いが1万2000円を超える(上限8万8000円)

公的年金等の収入が400万円以下の方は申告しなくてもよい場合があります

別紙のフローチャートで確認してください。

潮来税務署で、1月6日から還付申告を受け付けます

場所：潮来税務署

期間：令和7年1月6日(月)～令和7年2月14日(金)

内容：還付申告の方を対象とした相談会場を開設します。(所得税が年金や給与等から天引きされており、かつ源泉徴収票にない扶養の追加や医療費控除を申告する方など)。

入場整理券により一定の制限を行います。

潮来税務署で、申告するもの

- 青色申告
- 土地・建物・株式の譲渡や先物取引など(分離課税)
- 住宅借入金等特別控除(初めて控除を受ける(一年目の申告の方)、連帯債務で債務割合の不明な方や金融機関などから借入金が無い方、または償還期間が10年未満の方)
- 消費税、贈与税など
- 令和6年分以外の確定申告、準確定申告(令和6年中に亡くなった方の申告)

確定申告・住民税申告の受付についてのお知らせは、 →
鹿嶋市のホームページからもご確認いただけます！
定額減税に関する内容は国税庁ホームページをご覧ください。 →



- | |
|--|
| ○住民税に関する問い合わせ
鹿嶋市税務課 ☎0299-82-2911 (内線 261~263) |
| ○所得税・e-Taxに関する問い合わせ
潮来税務署 ☎0299-66-6931 |

確定申告する人必見！「e-Tax」



マイナンバーカードやスマートフォンを利用した所得税等の申告書等作成「e-Tax」が便利です。ご自宅のパソコンやスマホから24時間いつでも確定申告書を作成できます。
←国税庁ホームページをご覧くださいか、潮来税務署へお問合せください。

地域別日程

※指定日以外でも申告はできますが、混雑緩和のため、できるだけ指定日に申告してください。

期 日	対 象 地 区	期 日	対 象 地 区		
2月	17日(月)	港ヶ丘、旭ヶ丘、根三田	3月	3日(月)	波野地区(宮津台を除く)
	18日(火)	大小志崎、志崎、神野		4日(火)	津賀、小山
	19日(水)	平井(平井丘を除く)、平井南		5日(水)	武井
	20日(木)	青塚、棚木		6日(木)	宮津台、宮中(宮中団地)、鉢形、鉢形台
	21日(金)	豊津地区、中		7日(金)	浜津賀、林
	25日(火)	荒井、武井釜		10日(月)	高松地区
	26日(水)	豊郷地区、和		11日(火)	宮中(宮中団地、三笠山、東山を除く)、城山、宮下、厨、緑ヶ丘
	27日(木)	角折、奈良毛		12日(水)	平井(平井丘)、高天原、平井東
	28日(金)	荒野		13日(木)	宮中(三笠山、東山)
		14日(金)	市内全域		
		17日(月)			

確定申告に必要な持ち物

★ 市役所では令和7年2月17日(月)～3月17日(月)のみ受付

共通	<input type="checkbox"/> 令和7年度申告のご案内(または「確定申告のお知らせ」)はがき(送付された方のみ) <input type="checkbox"/> マイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカード、通知カードなど) <input type="checkbox"/> 身元を確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証、源泉徴収票など) <input type="checkbox"/> 本人名義の口座が分かるもの(申告することで、税が還付される方のみ)	
所得の種類	給与・年金所得者	<input type="checkbox"/> 給与・年金源泉徴収票
	事業所得者(営業等・農業・不動産収入)	<input type="checkbox"/> 収支内訳書(事前に作成してお持ちください。)
	その他の所得	<input type="checkbox"/> それぞれの収入や経費の明らかになる証明書類
所得控除をする方	生命保険料、地震保険料、国民年金保険料などの控除を受ける方	<input type="checkbox"/> 各種の控除証明書
	障害者控除を受ける方	<input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定証など
	・医療費控除を受ける方 ・セルフメディケーション税制を受ける方	<input type="checkbox"/> 明細書(事前に作成してお持ちください。) <input type="checkbox"/> 医療費通知(保険等から補てんされている場合はその金額がわかる証明書類)
その他	<input type="checkbox"/> そのほか、上記申告以外に申告の必要なもの	